

令和元年度 入札監視委員会議事概要

九州防衛局

開催日及び場所	令和元年12月6日（金） 福岡第2合同庁舎10階 共用打合室4		
委員	牧角 龍憲（大学名誉教授）	松藤 泰典（大学名誉教授）	
	諏佐 マリ（大学准教授）	柴田 祐二（公認会計士）	
	多川 一成（弁護士）		

I 地方防衛局等が発注する建設工事等に関する審議

審議対象期間	令和元年7月1日 ～ 令和元年9月30日		
審議対象件数	68件		

1. 入札状況について（入札参加資格の設定及び落札者決定の経緯等について）

抽出件数	4件	（審議概要）
建設工事	一般競争 （政府調達協定対象）	0件
	一般競争 （政府調達協定対象外）	2件
	随意契約	0件
建設コンサルタント業務等	2件	
意見・質問		回答
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	<p>【建設工事等発注実績について】 特になし</p> <p>【指名停止の措置状況について】 ・舗装用改質アスファルトの価格カルテルを結んだとして、独占禁止法に基づき排除措置命令及び課徴金納付命令は3者が対象となっているが、そのうちの1者が指名停止処分とならなかったのはなぜか。</p> <p>【談合疑義案件情報について】 特になし</p>	<p>1 建設工事等発注実績について 2 指名停止の措置状況について 3 談合疑義案件情報について 4 低入札価格調査情報について 6 抽出事案について</p> <p>・1者は、防衛省の競争参加資格を有していなかったため、処分の対象にならない。</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>【低入札価格調査情報について】 特になし</p> <p>【抽出事案について】</p> <p>1 〔板付米軍(元支)倉庫等新設土木工事〕</p> <p>(一般競争(政府調達協定対象外))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回入札では4者参加していたが、第2回入札では2者が辞退している。辞退の要因を説明されたい。 ・落札業者は、第2回入札において、第1回入札額から大きく減額となっているが、その要因は何か。 ・業者間によって価格に差があることについて、どのような見解か。 ・空港内の工事ということでの制約などの特殊性はあったのか。 <p>2 〔鹿屋(元)試運転場新設工事〕</p> <p>(一般競争(政府調達協定対象外))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本件は、1者応札であるが、同じ審議対象期間の契約である「新田原(元)試運転場改修工事」も、同一業者の1者応札である。2件とも試運転場の工事であるが、そもそも対応出来る業者が1者しかなかったのか。また、もしそうであれば、随意契約も考えられたのではないか。 	<p>・辞退した2者に聞き取りを行ったところ、第2回入札通知を行う時に、第1回入札の最低価格を官側から示しているが、2者はその最低価格と約8千万円の開きがあり、金額的にそこまでの減額はできないため、辞退したとのことであった。</p> <p>・本件は、福岡空港滑走路増設事業に伴い、米軍施設の移転に係る倉庫の付帯土木工事である。 落札業者は、同地区内において「板付(29支)庁舎新設等土木工事」を平成31年3月末に施工完了しており、本件と内容と工種が類似していたため、非常に強い受注意欲を持ち、第1回入札の最低入札金額を見て、利益が出る範囲で減額して2回目の入札に臨んだことを聞き取りで確認している。</p> <p>・工事内容は、それほど特殊ではないと思われるが、コンクリート舗装が業者によっては馴染みのないところから、価格差が生じたものと推察する。</p> <p>・工事範囲は、運用している地区ではないため、空港以外の工事とそれほど変わらない。</p> <p>・本件は、海上自衛隊鹿屋航空基地に配備された哨戒機のエンジン試運転場及び付帯施設を建設するものである。 試運転場は、航空機のエンジンテストに関する施設であるが、テストをする際に発生する音を軽減させるため、要求部隊から提出された「要求性能書」に基づいた消音性能を満たす必要があり、そのための設計技術や施工技術は、各メーカーごとにノウハウを保有している。</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>・設計図上、消音性能を満たすかどうかの審査をどのように実施するのか。</p> <p>3 [新田原(元)航空灯火基本検討] (簡易公募型プロポーザル方式)</p> <p>・プロポーザル方式を採用する基準を説明されたい。</p> <p>・本件は1者応募であり、技術提案の評価が低い場合でもその1者が特定されることになるが、適切なのか。</p>	<p>このため、発注者側では設計内容を決められず、施工技術に精通したメーカーの技術力を得て設計をする必要があり、設計施工一括発注方式を採用して発注をしたものである。</p> <p>消音の方法や施工技術等は各メーカーのノウハウによることとなるが、その技術を用いて効率的に消音性能を満たすためには、対象となったエンジンの製造者であり、その特殊性を熟知した落札業者が有利であったことが、1者応札の要因であると考えます。</p> <p>また、「新田原(元)試運転場改修工事」についても、本件同様、設計施工一括発注方式により発注しており、既存施設の老朽化に伴う騒音性能低下の是正などを目的としている。新田原の施設も鹿屋と同業者が建設しているが、消音性能を満たすノウハウは他のメーカーでも持っており、他に参加業者が現れる可能性が否定できないため、一般競争入札を実施したものである。</p> <p>・受注後に、落札業者から理論値を基に提出された設計図を官側で審査を行う。なお、施工着手は設計図の承諾後であり、落札業者は実際に消音性能を満たすまで責任を負うことになる。</p> <p>・プロポーザル方式は、業務内容が非常に高度であるとか、専門的な技術が要求される場合に、より優れた技術提案に基づいて業務を行った方が、優れた成果を期待できる場合に採用している。</p> <p>本件は、新田原基地における既設航空灯火設備等の現況調査及び検討業務を行うものである。特質としては、部隊運用への影響や飛行場電源施設の検討など、総合的に考慮しなければならず、高度な技術、想像力及び応用力を必要とするものであり、プロポーザル方式を採用した。</p> <p>・技術提案の評価は、点数化しており、最高得点の応募者を特定することになるが、各評価項目で0点の評価を受けない限りは、失格とはならない。1者応募であろうと、複数者応募であろうと、評価点が満点に比して低い点数であることを理由に排除することは困難である。</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>・プロポーザル方式を採用しながら、1者応募で評価が低い場合は、不安が残るが、どのような見解か。</p> <p>4〔前川原(元)特借宿舎等改修建築設計〕</p> <p>5〔目達原(元)宿舎改修建築設計〕</p> <p>(一般競争(政府調達協定対象外))</p> <p>・落札率が非常に低いが、適正な履行がなされるのか。</p> <p>・予定価格に問題はなかったのか。</p>	<p>・今回、1者応募であったのは、昨年度末の補正予算による大規模な発注があり、これらの設計業務に担当技術者が配置されたことにより、人員確保が困難であったことが要因として推察される。今後とも、より多くの応募があるように、設備コンサルタントとの意見交換の機会を更に増やすほか、入札手続の適切な時期での実施を進めていきたい。</p> <p>・2件とも当局と落札業者の積算内容を比較している。前川原については、当局と業者の人工数に差はほぼない。労務単価については当局より廉価であったほか、諸経費・技術経費についてはかなり低減されており、落札率は約32%であった。</p> <p>次に、目達原については、人工数に大きな差はない。労務単価についても当局より廉価であったほか、諸経費・技術経費についてはかなり低減されており、落札率は約26%であった。</p> <p>2件の落札業者は同一であり、各費用について確認をしたところ、同種業務・改修工事の設計手法のノウハウを多く保持しており、経験豊富な技術者により迅速な作業が可能であることに加え、当局発注の業務実績が少なく、実績を得るため、特に諸経費等を抑えたとのことであった。</p> <p>当該業者の労務単価は給与の実績に基づくものであり、人工数は当局積算と比較しても約8～9割確保されており、外注を要する調査についても、それほど低減されていないことを考慮すれば履行は十分に可能であり、品質確保も特段の問題はないと考える。</p> <p>・前川原で4者、目達原で5者の参加があり、前川原については落札業者以外の応札率は約84%から103%、目達原についても同程度であり、予定価格は適正であると考え。</p>
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p>	<p>なし</p>	

2. 談合疑義案件の処理状況について			
談 合 疑 義 件 数	0 件	(審議概要) なし	
工 事	談 合 情 報		0 件
	点 検 結 果 疑 義		0 件
業 務	談 合 情 報		0 件
	点 検 結 果 疑 義	0 件	
	意 見・質 問	回 答	
○委員からの 意見・質問	なし		
○それに対する 回答等			
委員会による意見の 具申又は勧告の内容	なし		
3. 入札結果の事後的・分析結果について（公正入札調査会議への報告内容の確認等）			
審 議 概 要	<ul style="list-style-type: none"> ・契約件数と落札率、応札率の分析 ・契約件数と一位不動・順位不動の分析 ・低入札、不調、不成立事案の分析 		
	意 見・質 問	回 答	
○委員からの 意見・質問	<ul style="list-style-type: none"> ・契約件数と一位不動・順位不動の分析で、「新田原(元)空調機更新等工事」の第2回入札で3者の応札金額が近似値であり、かつ2者が同額であることに不自然さを感じられる。見解を述べられたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回入札にあたり、第1回入札の最低入札金額を示しているほか、応札者から提出されている内訳書と予定価格で乖離のあった項目について発注者側の積算方法など、全ての応札者に対して周知した結果、近似したものと思われる。 	
○それに対する 回答等			<ul style="list-style-type: none"> ・本件の状況を再確認し、検証されたい。
委員会による意見の 具申又は勧告の内容	なし		